臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

申請受付は7月23日から

消費税率の引き上げによる低所得者および子育て世帯に与える負担の影響を緩和するため、本年度に限り臨時的に実施する２つの給付措置についてお知らせします。

支給要件・支給額

【臨時福祉給付金】

▽**支給対象者**　基準日（平成26年１月１日）時点で市内に住民登録があり、平成26年度の市民税（均等割）が課税されていない人

※市民税（均等割）が課税されている人の扶養親族などや生活保護の受給者などは除く。

※平成26年度の市民税課税決定は６月中旬を予定しています。また、市民税の課税に関する電話での問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

▽**支給額**　支給対象者１人につき１万円

※ほかに基礎年金や児童扶養手当などの受給者は、１人につき5,000円加算。

【子育て世帯臨時特例給付金】

▽**支給対象者**　基準日（平成26年１月１日）時点で市内に住民登録があり、平成26年１月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人

▽**対象児童**　支給対象者の平成26年１月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童

※臨時福祉給付金の支給対象となる児童や生活保護を受給されている世帯の児童などは除く。

▽**支給額**　対象児童１人につき１万円

申請方法・申請受付期間など

▽**申請方法**

それぞれの支給要件を満たした支給対象者（公務員を除きます）には、７月中旬から弘前市より申請書などが送付されます。送付された申請書に「本人確認書類（写真付の住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどの写し）」と「指定した口座が確認できる書類」を貼付し、返信用封筒に入れて郵送もしくは窓口にて申請してください。

公務員の人は、所属庁から配布された申請書に上記書類を貼付し、〒036･8551「臨時給付金対策室」（住所の記載は不要）へ郵送するか、臨時給付金申請特設コーナーへ持参してください（郵送に係る費用は自己負担となりますのでご了承ください）。

▽**申請受付期間**　７月23日～10月22日（当日消印有効）

▽**申請相談窓口**　臨時給付金申請特設コーナー（市役所２階）

▽**給付金の受取方法**　申請書に記載した指定口座に入金されます。ただし、金融機関口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合に限り現金で受け取ることができます。

その他注意事項など

▽**支給に関する注意事項**

○受け取ることができるのはどちらか１つの給付金となります。

○原則として、申請受付期間外の申請や基準日（平成26年１月１日）時点で市内に住民登録がない人の申請は受け付けられません。

○申請受付期間などは各市区町村により異なりますので、当市以外が申請先となる人は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。

▽**配偶者からの暴力を理由に避難している人へ**

配偶者からの暴力を理由に避難しており、配偶者と生計を別にしているが、事情により基準日（平成26年１月１日）において市内に住民登録がない人で一定の要件を満たす人は、手続きをすることにより支給申請を行うことができます。申請方法について詳しく知りたい人は、お問い合わせください。

▽**給付金をよそおった振り込め詐欺について**

市や厚生労働省の職員などが銀行やコンビニなどのＡＴＭ（現金自動支払機）の操作をお願いすることや、給付金支給のために手数料を振り込んでもらうことは絶対にありませんので、十分ご注意ください。また、ご自宅や職場などにそのような電話がかかってきたり、郵便物が届いたら、迷わずに臨時給付金対策室や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（☎＃9110）へご連絡ください。

■**問い合わせ先**　臨時給付金対策室（☎40・7120）

意見や提案をお寄せください

弘前市教育振興基本計画（案）へのパブリックコメントを実施しています

市教育委員会では、「弘前市経営計画」の教育およびひとづくりに関する政策と連動し教育政策を総合的に推進するための指針として「弘前市教育振興基本計画」の策定を行っています。

このたび、計画の原案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施しています。

▽**募集期間**　６月10日（必着）まで

▽**計画（案）の閲覧方法**

○市および市教育委員会のホームページ

○次の場所で閲覧

教育政策課（賀田１丁目、岩木庁舎２階）、市役所総合案内（上白銀町、市役所１階）、岩木総合支所総務課（賀田１丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ３階）、市民課城東分室（末広４丁目、総合学習センター内）、各出張所

▽**対象**　①市内に住所を有する人／②市内に事務所等を有する人または団体など／③市内に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人、または寄付を行う人／⑥本計画（案）に利害関係を有する人

▽**提出方法**　指定の様式または任意の様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「弘前市教育振興基本計画（案）への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出を。

①郵送…〒036・1393、賀田１丁目１の１、教育政策課あて

②教育政策課へ直接持参

③ファクス…82・2313

④Ｅメール…kyouikuseisaku@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽**意見の公表など**　寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■**問い合わせ先**　教育政策課（☎82・1639）

事業実施団体を募集します

弘前市子ども会活動推進事業を実施します

市では、地域が一体となって子ども会活動を推進する環境を醸成するため、子どもの心身の健全な育成と地域コミュニティの活性化につながる事業を募集し、審査会を経て採択された事業に対して、その事業にかかる経費の一部を助成します。平成25年度は７事業が採択され、補助金が交付されました。

今回、平成26年度の募集を行いますので、皆さんからの事業の提案をお待ちしています。

▽**募集期間**　６月１日～30日（事業実施期間…７月20日～平成27年３月31日）

▽**補助金額**　５万円を上限とし、次のいずれか少ない額

①補助対象経費の実支出額の90％以内の額

②補助事業の支出総額から補助金以外の収入（補助対象経費に充当する他の補助金などの収入）を除いた額

▽**申請方法**　所定の書類を中央公民館へ直接持参するか、郵送で提出してください。

※事業の詳細や申請書類などは、同館で配布するほか、同館ホームページに掲載しています。なお、相談は随時受け付けていますので、気軽に問い合わせを。

■**問い合わせ･提出先**　中央公民館（〒036・8356、下白銀町19の４、弘前文化センター内、☎33・6561、火曜日は休み）

◆**平成25年度実施事業・実施団体**

事業名	団体名
りんご甘酒地域を結ぶ	北地区青少年育成委員会
豊田地区リーダー研修会	豊田地区青少年育成委員会
キャンプ教室	上桔梗野町会
時敏地区子供会リーダー養成事業	時敏地区青少年育成委員会
町内子ども会異世代交流の集い	三八町会子ども会
中学生　東目屋・西目屋合同研修	東目屋地区青少年育成委員会
郷土料理継承事業	下町地区青少年育成委員会